

静岡県立夜間中学
(ナイト・スクール・プログラム)
設置基本方針

令和3年11月

静岡県教育委員会

静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針 目次

※ 目次

第1章 夜間中学の概要及び動向

1	夜間中学の概要	1
2	全国の動向	1
	(1) 国の動向	
	(2) 都道府県の動向	

第2章 静岡県における夜間中学設置の必要性

1	義務教育段階の学び直しが必要な人の状況	3
	(1) 義務教育未修了者の状況	
	(2) 不登校生徒の状況	
	(3) 日本語指導が必要な生徒の状況	
	(4) 在留外国人の状況	
2	静岡県における課題	6
	(1) 義務教育段階の学びの場の提供	
	(2) 高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供	
3	課題への対応策	7
4	夜間中学設置に向けた検討状況	7
	(1) 夜間中学設置の潜在的ニーズの確認	
	(2) 設置に向けた調査・研究	
5	「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）」の設置表明 ..	8

第3章 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本計画

1	開校年度	9
2	設置者	9
3	対象生徒	9
4	設置規模・手法	10
	(1) 教場数及び設置場所	
	(2) 開校手法	
	(3) 学級編制	
	(4) 学区	
	(5) ICTを活用した学びの充実	
5	給食	11
6	本人負担	11
7	今後の方向性	11

※ 参考資料

資料1	夜間中学に関する政府方針等	13
資料2	平成30年度夜間中学ニーズ調査	16
資料3	令和2年度夜間中学ニーズ調査	19
資料4	静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム） 設置検討有識者会議	22

第1章 夜間中学の概要及び動向

1 夜間中学の概要

- ・ 中学校夜間学級（以下、「夜間中学」と言います。）は、様々な理由により義務教育を修了できなかった人（以下、「義務教育未修了者」と言います。）、不登校等の理由により実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を形式的に卒業した人（以下、「中学校形式的卒業者」と言います。）、日本や母国等で9年間の普通教育を修了せずに学齢^①を超過した外国籍の人を対象とする学校です。
- ・ 夜間中学では、教員免許を持つ中学校教員により授業が行われ、全課程を修了することで、中学校卒業資格を得ることができます。
- ・ 中学校形式的卒業者は、夜間中学を卒業することで、再度、中学校卒業資格を得ることができます。

2 全国の動向

(1) 国の動向

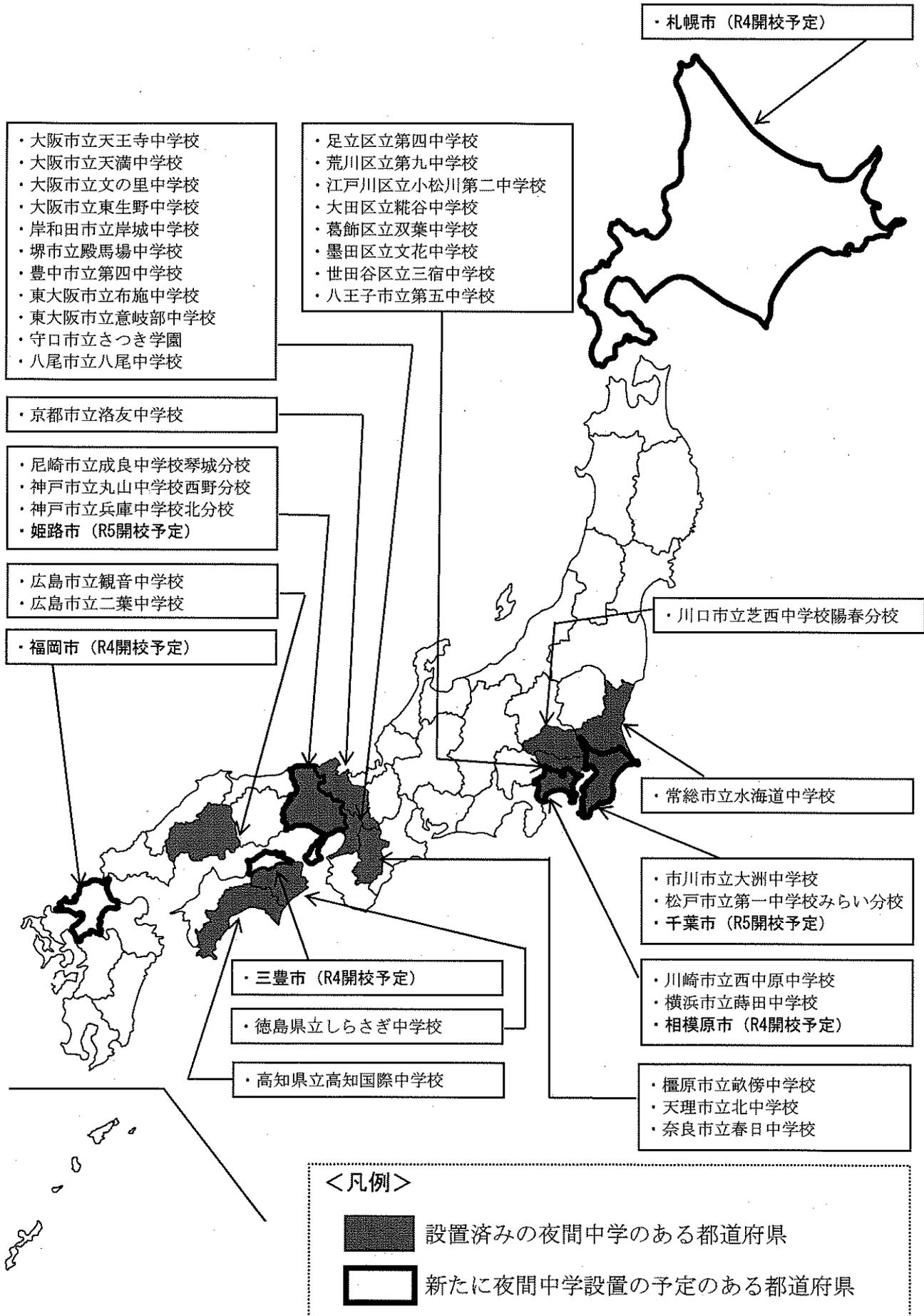
- ・ 戦後の混乱期には、生活困窮等の理由で、昼間に就労や家事手伝い等をしなければならなかった学齢の生徒が多くいました。夜間中学は、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された学級です。
- ・ 昭和30年頃には、夜間中学は、全国に80校以上ありました。しかし、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴い減少してきました。
- ・ 近年では、中学校形式的卒業者や在留外国人の増加等により、義務教育段階の学び直しの場の必要性が再び高まっています。
- ・ 平成28年に、近年の義務教育段階の学び直しの場の必要性から、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、「教育機会確保法」と言います。）が制定・施行されました。
- ・ 平成29年に、教育機会確保法に基づく基本方針が策定され、「全都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう推進する」と定められました。
- ・ 令和3年の第204回通常国会では、菅内閣総理大臣が「夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置されることを目指す」と答弁しています。＜資料1＞

(2) 都道府県の動向

- ・ 教育機会確保法施行時には、8都府県に31校の夜間中学が設置されていました。
- ・ 令和3年11月現在、12都府県30区市に計36校が設置されています。また、今後設置予定の自治体も増えるなど、全国的に夜間中学設置の動きが広がっています。【地図1】

^① 4月1日現在で、6歳以上15歳未満の人を指します。

【地図 1】 全国の夜間中学設置状況（令和3年11月現在）



第2章 静岡県における夜間中学設置の必要性

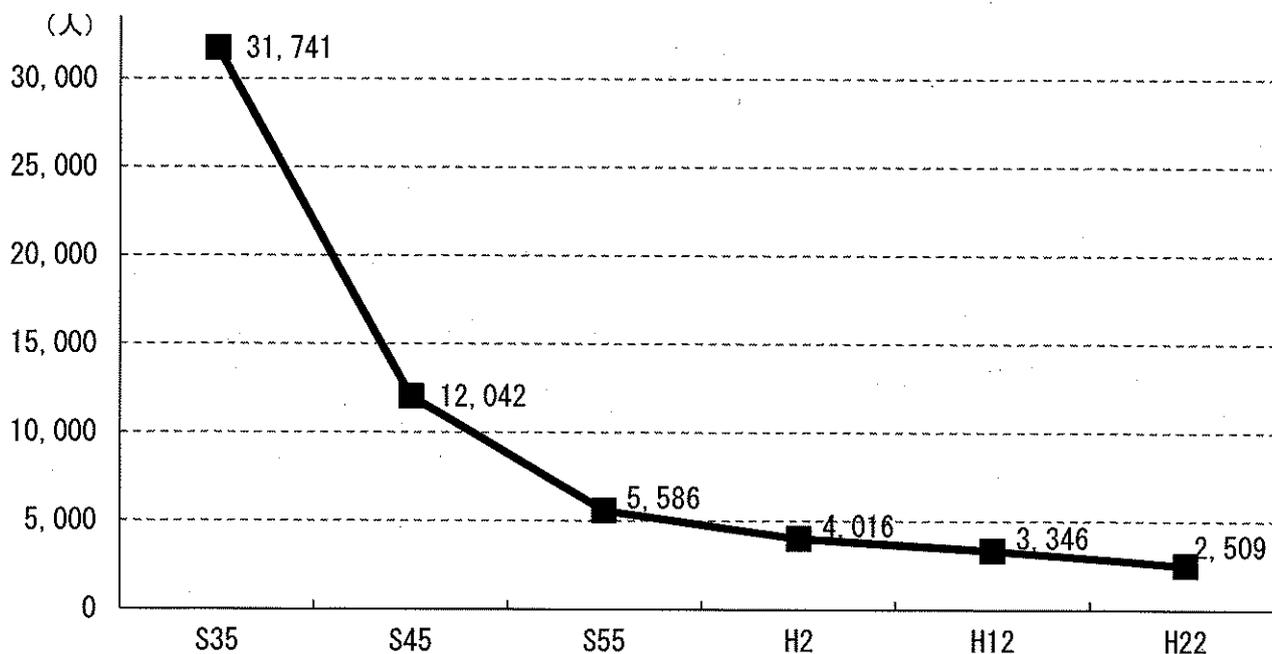
1 義務教育段階の学び直しが必要な人の状況

- ・義務教育段階の学び直しが必要な人は、義務教育未修了者、不登校生徒、日本語指導が必要な生徒、在留外国人に多いと考えられます。
- ・県内における、義務教育未修了者、不登校生徒、日本語指導が必要な生徒及び在留外国人の状況は、それぞれ次のとおりです。

(1) 義務教育未修了者の状況

- ・国勢調査では、10年ごとに義務教育未修了者数を調査しています。
- ・県内の義務教育未修了者数は、長期的には減少傾向で、平成22年には、2,509人がいました。【図1】
- ・国勢調査では、「小学校卒業後中学校に入学しなかった人」や「中学校を中退した人」の数は含まれていない^②ため、義務教育未修了者数は国勢調査の結果よりも多いと考えられます。
- ・義務教育未修了者が県内の小中学校への入学を希望しても、現状では、県内の小中学校への就学は原則として認められていません。

【図1】 県内の義務教育未修了者数の推移



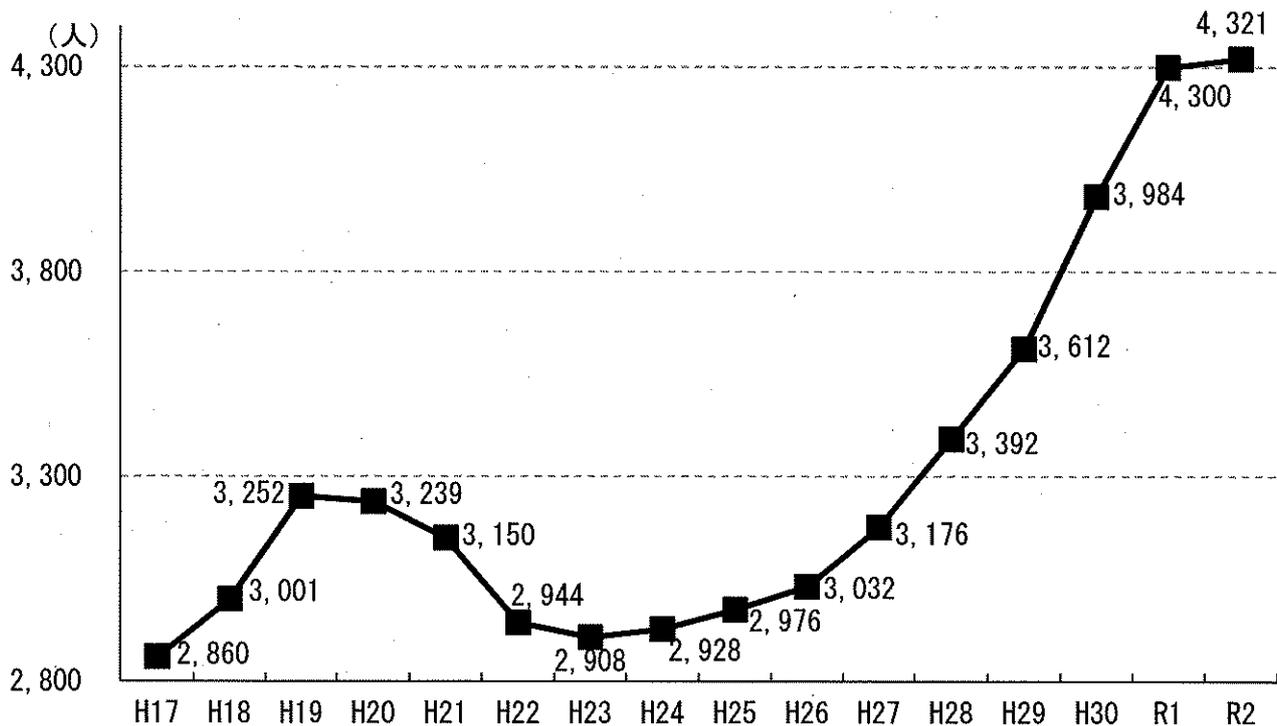
【出典】総務省「国勢調査」

^② 令和2年の国勢調査から、「小学校卒業後中学校に入学しなかった人」や「中学校を中退した人」の数も集計できるように回答の項目が変更されました。令和2年国勢調査の結果は現在集計中です。

(2) 不登校生徒の状況

- ・文部科学省の調査^③によれば、県内の中学校における不登校生徒数は、平成23年度以降年々増加しています。【図2】
- ・不登校生徒の学習に対しては、各中学校や市町教育委員会等において様々な形で学習支援を行っています。しかし、実質的に十分な教育を受けられないまま中学校の配慮等により卒業（中学校形式的卒業）する生徒もいます。
- ・中学校形式的卒業者が、中学校への再入学を希望しても、現状では、県内の中学校への再入学は、認められていません。

【図2】 県内中学校の不登校生徒数の推移



【出典】 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(～H27)、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(H28～)

(3) 日本語指導が必要な生徒の状況

- ・文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」^④によれば、中学校における日本語指導が必要な生徒数は、平成26年度以降、増加しています。

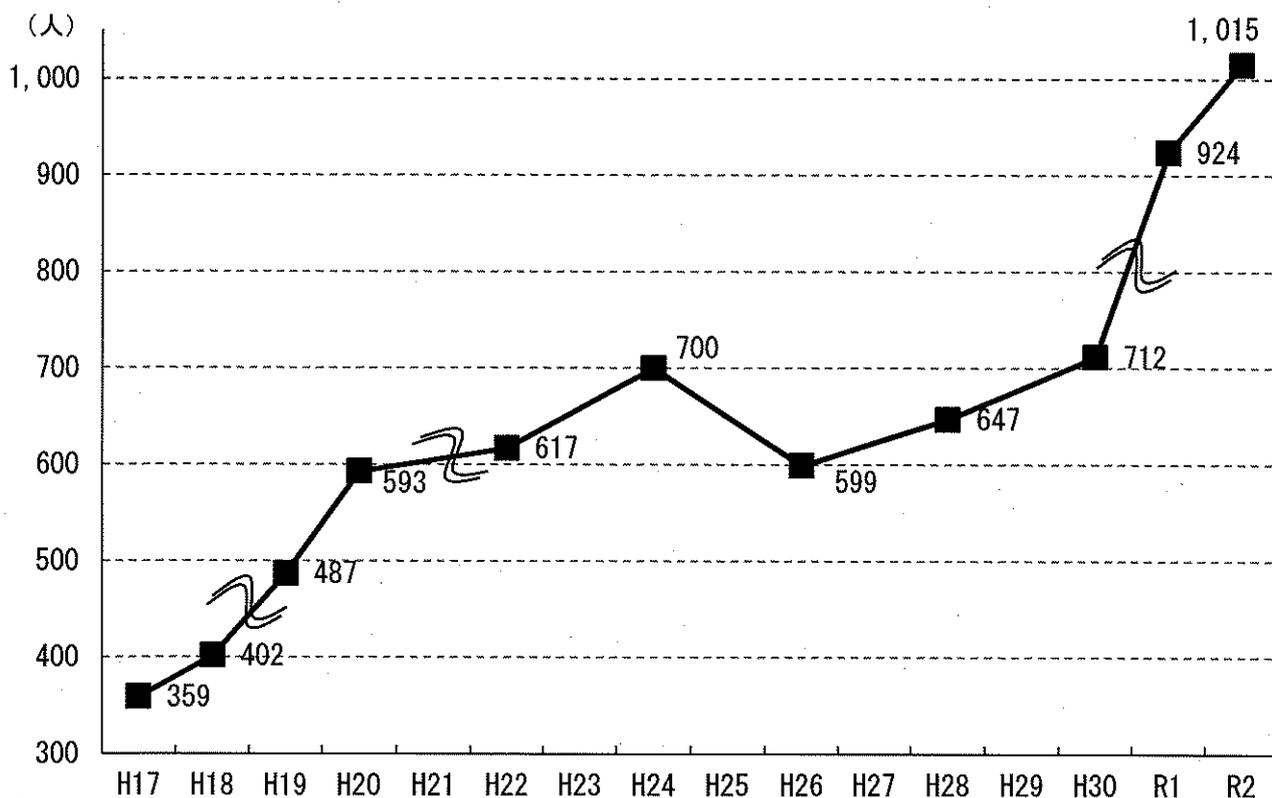
【図3】

^③ 文部科学省が平成28年度から毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」です。本調査は、平成27年度までは「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」として実施されていました。

^④ 平成20年度までは毎年実施、以降は隔年で実施しています。なお、令和2年度の調査は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となりました。

- ・日常的な学校生活に必要な日本語の能力を獲得するためには通常1～2年、学年相当の各教科の学習に必要な日本語の能力を獲得するためには少なくとも5年が必要だと言われています。⑤
- ・各中学校では、日本語指導が必要な生徒に対し、特別の教育課程の編成等により対応していますが、日本語の理解が不十分であるために、各教科の学習内容が十分に理解できないまま中学校の配慮等により卒業（中学校形式的卒業）する生徒もいます。

【図3】県内の中学校において日本語指導が必要な生徒数



【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(～H30)⑥、静岡県「公立小・中学校児童生徒数及び学級数等調」・静岡市「小中学校学級編成表等調査」・浜松市「帰国・外国につながる児童生徒実態調査」(R1～)

(4) 在留外国人の状況

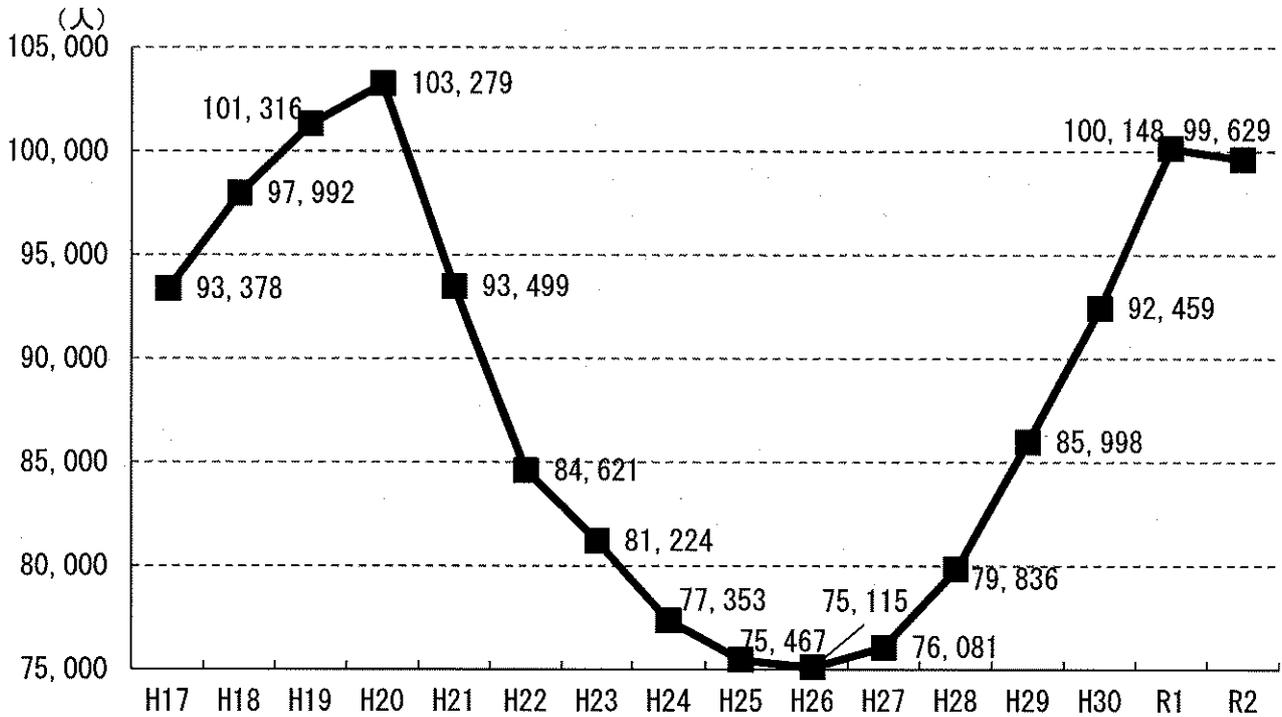
- ・法務省の在留外国人統計によれば、本県における在留外国人の数は、平成20年以降リーマンショックや東日本大震災等の影響により大きく減少しましたが、現在では平成20年の水準に戻りつつあります。【図4】

⑤ 文部科学省 外国人児童生徒の総合的な学習支援事業「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント」(平成26年)によります。

⑥ 平成19年度から平成22年度までの調査は「日本語指導が必要な外国籍の生徒」に限っており、その前後の単純な比較はできません。

- ・在留外国人の中には、日本や母国等で9年間の普通教育を受けられなかった人や、十分に受けられないまま学齢を超過した人もいますが、学齢超過者の就学は、県内の小中学校では、原則として認められていません。また、国内の外国人学校（中学校相当）に通学している人もいますが、卒業しても中学校卒業とは認められていません。^⑦

【図4】県内の在留外国人数の推移



【出典】法務省「在留外国人統計」

2 静岡県における課題

(1) 義務教育段階の学びの場の提供

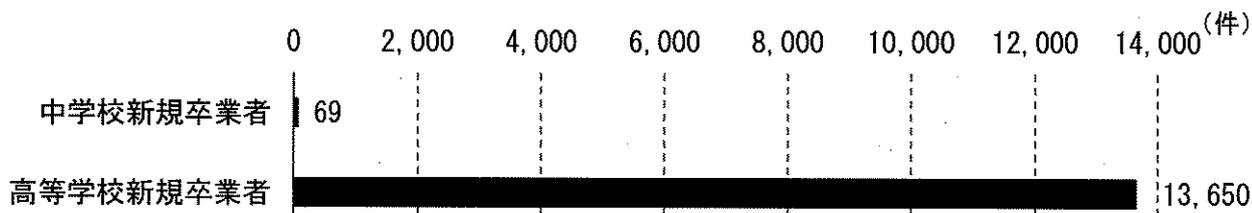
- ・県内において、義務教育未修了者や、海外で9年間の普通教育を受けられなかった学齢超過者、日本の外国人学校（中学校相当）卒業生等に対して提供されている学びの場は、生涯学習を目的としたものであり、学校での就学機会は提供されていません。
- ・教育機会確保法第3条第4項では、「義務教育未修了者に対する教育機会の確保等に関する基本理念」が掲げられ、同法第14条では「就学の機会の提供等」が規定されていますが、現状では、義務教育段階の学び直しのニーズがあっても、学習の機会を十分に提供できていない状況です。
- ・同法に基づき、義務教育段階の学び直しが必要な人で、学校への就学を希望する人に対し、就学の機会を提供する必要があります。

^⑦ 外国人学校は学校教育法に規定されている「中学校」ではなく、「各種学校」に分類されるためです。

(2) 高等学校等への進学機会と就労の選択肢の提供

- ・県内の高等学校を受検するためには、ほとんどの場合、「中学校卒業(見込みを含む。）」、「海外での9年間の普通教育修了」、「中学校卒業程度認定試験合格」のいずれかの条件を満たしている必要があります。
- ・県内の中学校では、原則として学齢超過者を受け入れていません。義務教育未修了者や、海外で9年間の普通教育未修了の学齢超過者、日本の外国人学校(中学校相当)卒業生等は、中学校で学び直すことができないため、県内の高等学校への進学を希望しても、進路は大きく制限されます。
- ・中学校新規卒業生の求人数は、高等学校新規卒業生の求人数と比較し、非常に少なくなっています。【図5】
- ・中学校で学び直すことができず、高等学校進学機会が限られると、就業可能な職種等も制限され、就労の選択肢が制限されてしまいます。このことは、県内産業の発展にとってもマイナスの効果となっています。
- ・義務教育段階の学び直しが必要な人に対し、進路の選択肢を広げ、県内で活躍する人材の育成を図る必要があります。

【図5】令和3年3月中学校及び高等学校新規卒業生に対する県内の求人数



【出典】静岡労働局職業安定部職業安定課「令和3年3月中学校新規卒業生の職業紹介状況(令和3年6月末現在)」、「令和3年3月高校新規卒業生の職業紹介状況(令和3年6月末現在)」

3 課題への対応策

- ・本県は、「教育で選ばれる静岡県」を目指しています。そのために、多様な学習ニーズを受け入れる体制をハード面、ソフト面の両面から整備しています。これにより、誰もが活躍できる社会の実現や、県内産業に有用な人材確保や育成にもつながると考えています。
- ・多様な学習ニーズに応える場として、また、教育機会確保法が定める就学の機会を確保するためには、夜間中学の設置が有効であると考え、静岡県教育委員会では、夜間中学の設置について検討を行うこととしました。

4 夜間中学設置に向けた検討状況

(1) 夜間中学設置の潜在的ニーズの確認

- ・県内に夜間中学を設置する必要性の有無を検討するため、平成30年度にニーズ調査を

行いました。

- ・調査は、不登校・ひきこもり支援団体や公益財団法人静岡県国際交流協会等の協力を得て、義務教育段階の学び直しが必要と思われる人を対象に、ヒアリング形式で実施しました。〈資料2〉
- ・調査の結果、夜間中学への潜在的ニーズを確認できたため、夜間中学の設置に向け、具体的に検討していくこととしました。

(2) 設置に向けた調査・研究

- ・夜間中学設置のニーズが明らかになったため、具体的な設置に向けて調査・研究を行いました。

ア 市町での設置に関する調査・研究

- ・令和元年度に、市町教育委員会を対象に夜間中学の必要性や平成30年度に実施したニーズ調査の結果を伝える研修会を実施しました。その上で、夜間中学設置についての意向調査を行いました。
- ・意向調査で1市が設置意向を表明したことから、当該市と具体的な設置に向けた調査・研究を行いました。
- ・調査・研究の結果、市町単独での設置では、入学者の継続的な確保や、本県の広域に存在するニーズに対応することは難しいことが明らかになりました。
- ・そのため、県民のニーズはあるものの、単独で設置可能な市町は県内にないことが判明しました。

イ 県立での設置の検討

- ・これまでの検討結果を踏まえ、本県は「県立での夜間中学の設置」に向け、具体的な検討を行うこととしました。
- ・平成30年度ニーズ調査は調査対象を限定した調査であったため、県立での設置を含めて検討するために、県内全域を対象にアンケート形式で、令和2年度に再度ニーズ調査を行いました。〈資料3〉
- ・この調査の結果、県内の広域に夜間中学のニーズがあることが判明し、県立で夜間中学を設置する必要性が明らかになりました。

5 「静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）」の設置表明

- ・これまでの調査・研究等を踏まえ、本県は、「誰もが学び活躍することができる『ふじのくに』の形成」に向け、新たな学びの場、学び直しの場を確保し、全ての在住者に義務教育の機会を保障する『静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）』を令和5年4月に設置することを、令和3年2月に表明しました。

第3章 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本計画

- ・静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置の基本計画は以下のとおりです。
- ・設置計画の検討にあつては、本県の実態にあつた夜間中学とするため、専門家や支援機関等で構成する有識者会議を開き、意見を伺いました。〈資料4〉

1 開校年度

令和5年4月に開校します。

- ・できるだけ早期に、全ての在住者に義務教育の機会を保障できるよう、令和5年4月に開校します。

2 設置者

夜間中学は、県が設置します。

- ・夜間中学の入学希望者は、県内の広域に在住しているため、生徒を広域で受け入れることが望ましいと考え、県立で夜間中学を設置します。

3 対象生徒

静岡県在住の15歳以上で、日本人は①、外国人は①・②の両方を満たす人を対象生徒とします。

- ①日本や海外において9年間の普通教育を修了していない人又は実質的に受けられないまま卒業した人
- ②在留カード所持者で在留資格が留学ではない人

- ・居住地は、国の方針を受け、各都道府県において夜間中学の設置が求められていること、また、県民のための義務教育の機会を保障することを目的として設置することから、県内在住者を対象とします。
- ・①及び②の入学対象者は、教育機会確保法第14条に基づき、決定しました。
- ・学齢生徒の入学は、各市町において不登校支援の充実を図っていることから、対象外とします。

4 設置規模・手法

(1) 教場数及び設置場所

2教場を設置します。

本校：「天平のまち」3階内（磐田市中泉1丁目6番地16）

分教室：静岡県立三島長陵高等学校6階内（三島市文教町1丁目3番93号）

- ・本校1教場に加え、本校とは別の地区に、本校に属する分教室1教場の計2教場を設置します。
- ・設置をする市町や具体的な設置場所は、令和2年度夜間中学ニーズ調査結果、交通の利便性、入学対象者の分布状況、他の県立夜間中学の設置状況等を基に、総合的に判断をして決定しました。
- ・2教場の形態とすることで、県内広域のニーズに対応するほか、同じ教育方針の下で相互に連携した教育の実施を目指します。
- ・国では、「各都道府県及び政令市に1つ以上の夜間中学を目指している」ため、政令市での設置に向けて、設置主体、設置場所、設置形態を含めて政令市と協議を継続していきます。

(2) 開校手法

開校年度は第1学年のみを開設し、3年間で第3学年まで年次進行で開設します。

- ・夜間中学は、中学校の学習内容を学ぶ場です。そのため、入学した生徒全員が中学校の各学年の教科等の内容を学ぶことができるようにします。

(3) 学級編制

静岡式35人学級編制によります。

- ・静岡県の中学校では、生徒に対するきめ細かな学習指導及び生活指導を行う環境の充実を目指し、「静岡式35人学級編制」を実施しています。
- ・中学校に区分される夜間中学においても、「静岡式35人学級編制」を実施します。

(4) 学区

全県1区とします。

- ・本校、分教室ともに学区は設けず、全県1区とします。
- ・本人の希望、居住地や勤務地等の生活状況に応じて、入学する教場を決定します。

(5) ICTを活用した学びの充実

本校、分教室間で遠隔教育を実施し、より効果的かつ充実した学びを目指します。

- ・遠隔教育を実施することで、本校、分教室間で、専門性の高い教員の指導の下、教員と生徒、生徒同士の双方向の日常的なやりとりが可能となり、より多くの人から相互に学び合うことができます。

5 給食

給食は提供しません。(ただし、校内で食事をとる時間を確保します。)

- ・他の都府県で先行設置されている夜間中学では、昼間仕事をし、終業後通学する生徒が多くいます。
- ・学校と仕事を両立できるよう、始業時刻及び終業時刻を設定するためには、十分な時間の確保が難しいことから、夜間中学では給食を提供しないこととしますが、在籍生徒の健康を守るため、校内で食事をとる時間を確保します。

6 本人負担

- ・授業料、教科書代は無償です。
- ・入学検定料、入学料は徴収しません。
- ・教材費等は、実費を本人が負担します。

- ・授業料、教科書代は、法律に基づき、無償です。
- ・入学時に検定を行わないため、入学検定料は徴収しません。
- ・「静岡県立学校の授業料等の徴収に関する条例」に基づき、入学料は徴収しません。
- ・教材費等（ドリルやノート、学校行事等に関する経費等）は、本人の実費負担とします。

7 今後の方向性

夜間中学の運営の具体は、今後、静岡県教育委員会で検討し、決定します。

- ・入学や学校生活に関する詳細は、決まり次第、順次、静岡県教育委員会のホームページ等で公表します。

参 考 资 料

夜間中学に関する政府方針等

1 関係法令

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）
（平成28年法律第105号）

（基本理念）

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（一～三 略）

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

（五 略）

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第7条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項

二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

（3～4 略）

（就学の機会の提供等）

第14条 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第15条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 都道府県の知事及び教育委員会

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会

三 学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったものうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2 文部科学省指針

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（抄）
（平成29年3月31日文部科学省）

1、2（略）

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

(1) 夜間中学等の設置の促進等

① 設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都道府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

(中略)

(2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など

様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

3 国会答弁

○令和3年1月25日 第204回通常国会衆議院予算委員会

<質問(要旨)> 遠山 清彦 委員(公明・比例九州)

様々な事情から義務教育を受けられなかった方々、外国人の方々、不登校の子どもたちに学びの機会を提供する夜間中学を、来年度からの5年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも1校を設置するという目標達成を目指していただきたい。

<答弁(全文)> 菅 義偉 内閣総理大臣

夜間中学は、高齢の方や不登校の経験者など十分な教育を受けられなかった方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しています。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

平成30年度夜間中学ニーズ調査

1 調査概要

目的	・県内において夜間中学を設置する必要があるかを検討するため潜在ニーズを掘り起こし、ニーズの有無を把握する。
調査期間	・平成30年8月24日～平成31年1月31日
実施方法	・県のひきこもり支援団体、公益財団法人静岡県国際交流協会に調査を委託して実施
主な調査項目	・年齢 ・居住市町 ・国籍 ・最終学歴 ・学び直し希望の有無 ・夜間中学入学希望の有無

2 調査結果

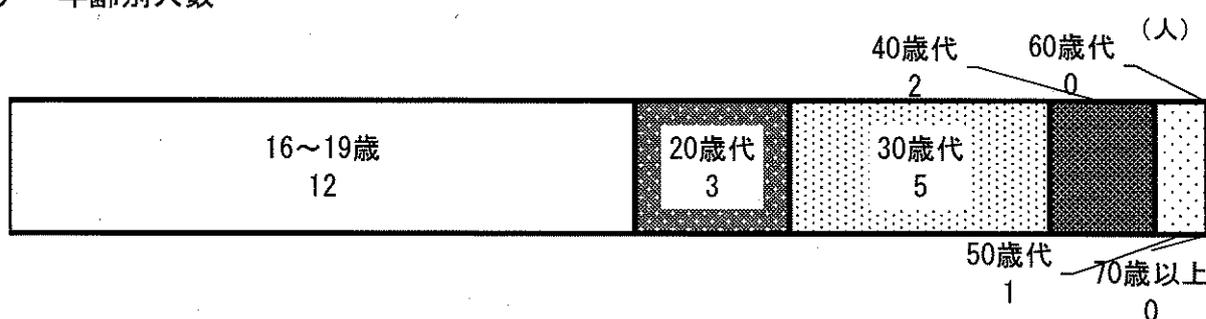
(1) 回答数

区分	人数(人)	備考
総回答数 A	108	
集計除外数 B	85	集計除外理由(複数理由あり) ・入学意思なし(38人) ・県外在住(1人) ・最終学歴が高等学校以上(52人)
入学対象者数 A-B	23	

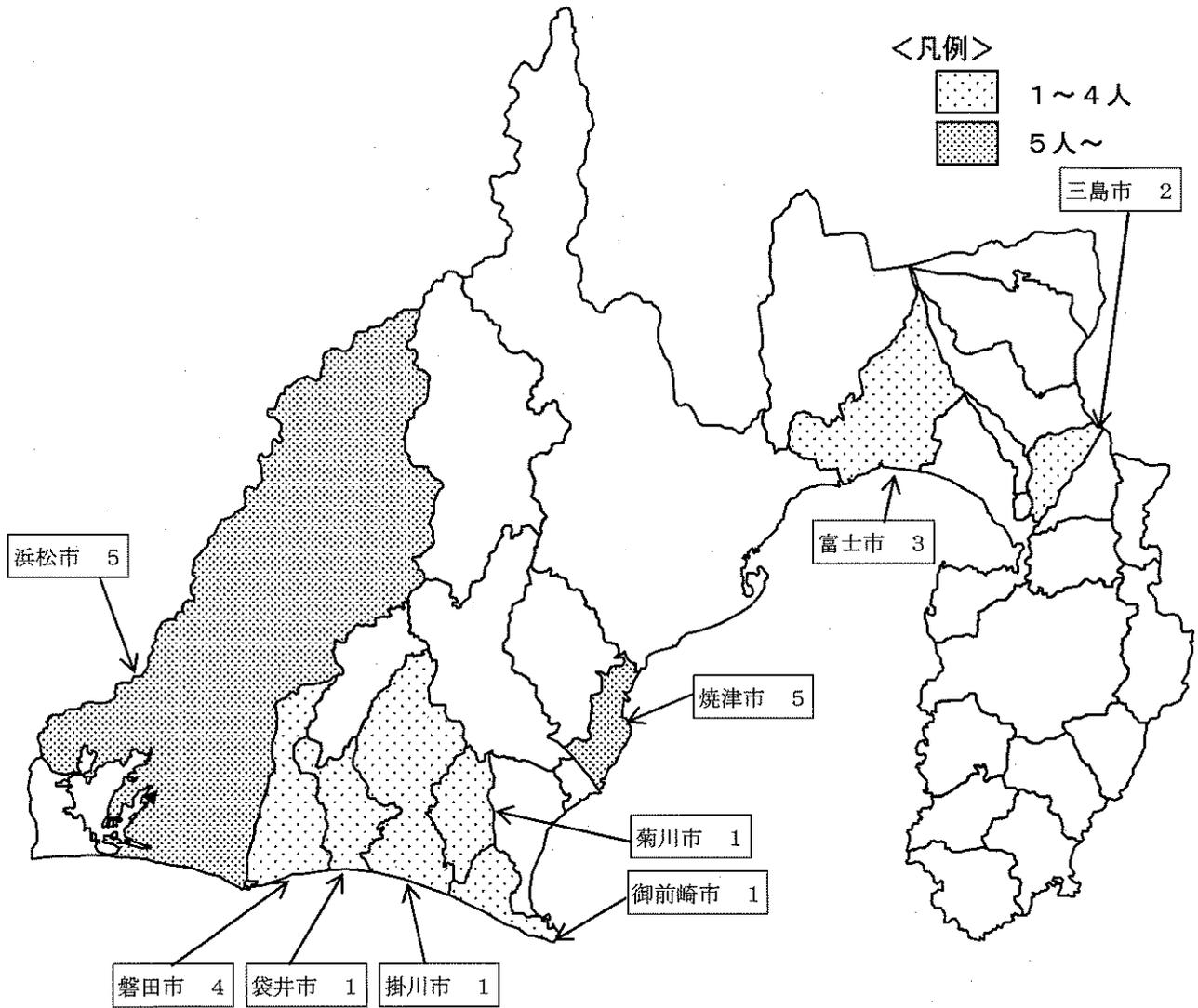
※入学対象者は県内在住の義務教育未修了者又は中学校形式的卒業者とした。

(2) 入学対象者の状況

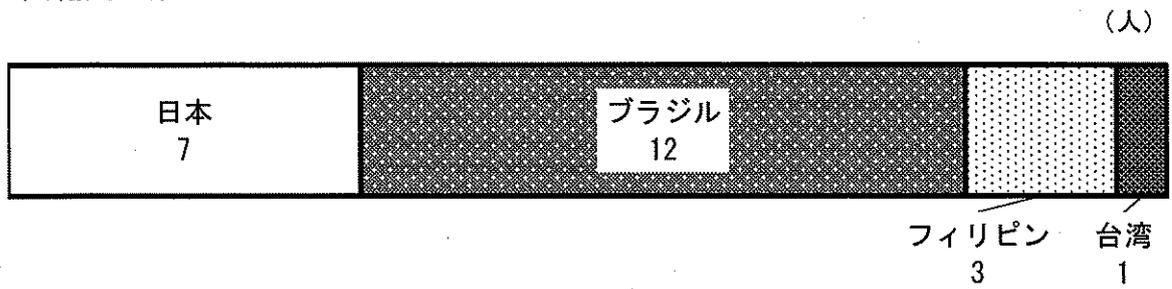
ア 年齢別人数



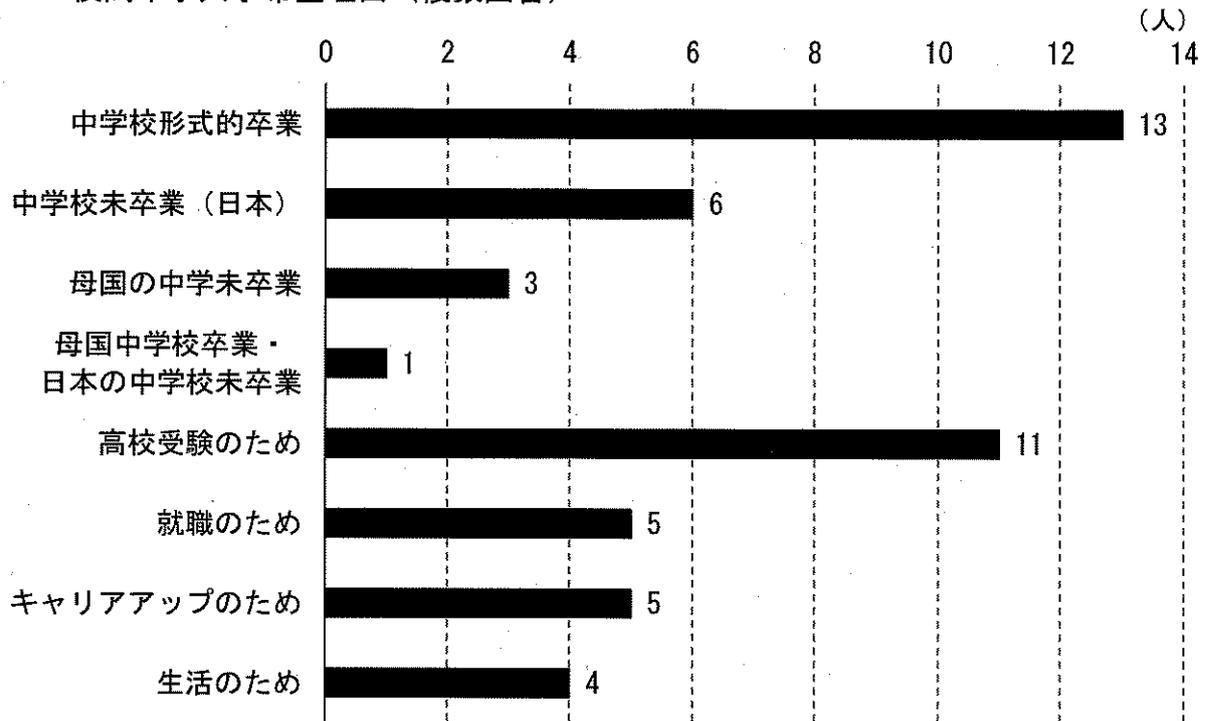
イ 居住市町別人数



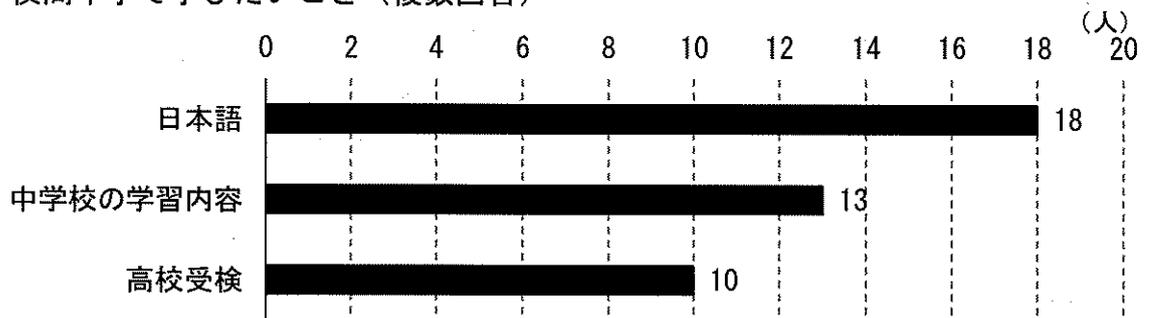
ウ 国籍別人数



エ 夜間中学入学希望理由（複数回答）



オ 夜間中学で学びたいこと（複数回答）



令和2年度夜間中学ニーズ調査

1 調査概要

目的	・夜間中学の設置構想を具体化するために、県内全体の入学希望者の概要を把握する。
調査期間	・令和2年10月13日～令和2年12月31日
実施方法	・Webアンケートにより7カ国語で実施 ・夜間中学を紹介する動画も掲載 ※県内の不登校・引きこもり支援団体、外国人支援団体等、各関係機関及び団体にSNSやチラシによる周知を依頼
主な調査項目	・出身国 ・年齢 ・居住地 ・最終学歴 ・夜間中学入学希望理由 ・設置希望市町

2 調査結果

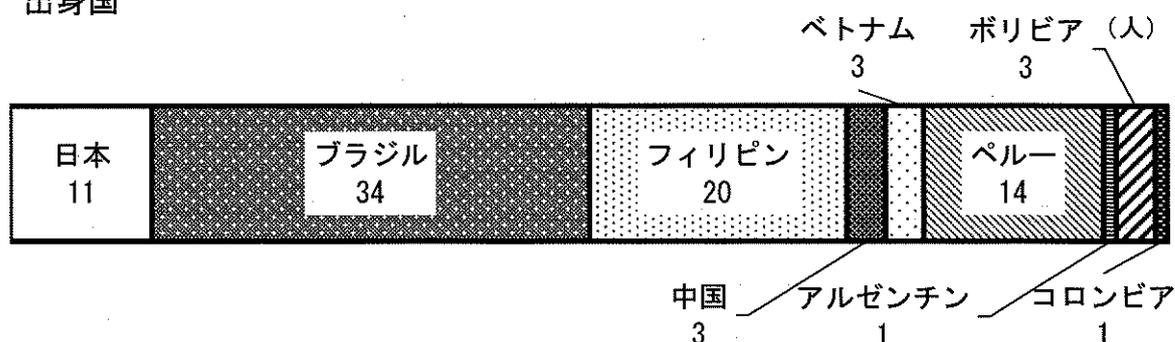
(1) 回答数

区分	人数(人)	備考
総回答数 A	133	
集計除外数 B	43	集計除外理由(複数理由あり) ・最終学歴が高等学校以上(42人) ・県外在住(4人)
入学対象者数 A-B	90	

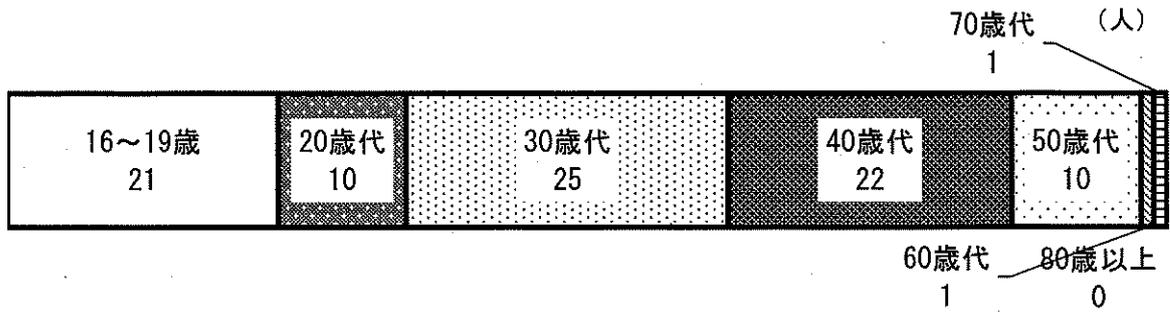
※入学対象者は県内在住の義務教育未修了者又は中学校の形式的卒業者とした。

(2) 調査項目ごとの集計

ア 出身国



イ 年齢



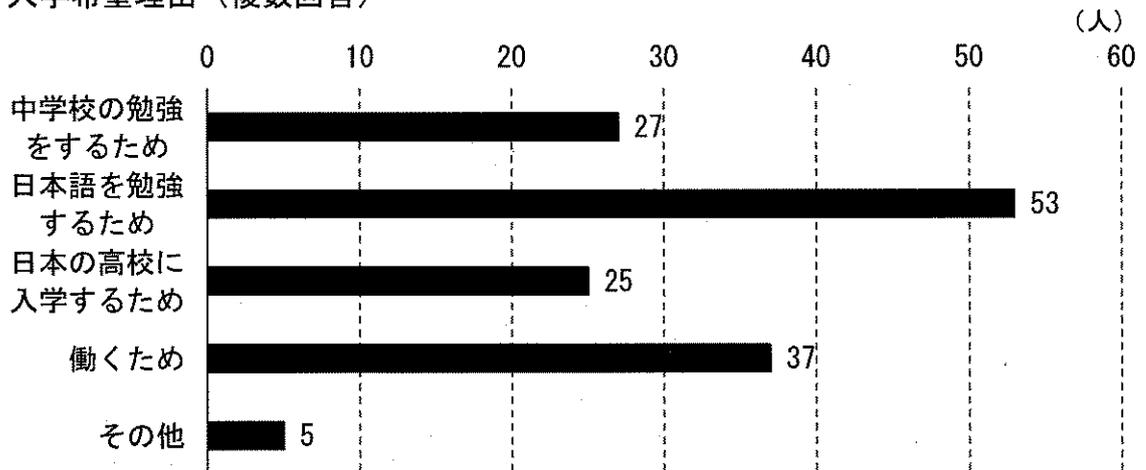
ウ 最終学歴



(「その他」の内訳)

- ・日本で勉強していない
- ・小学校不就学

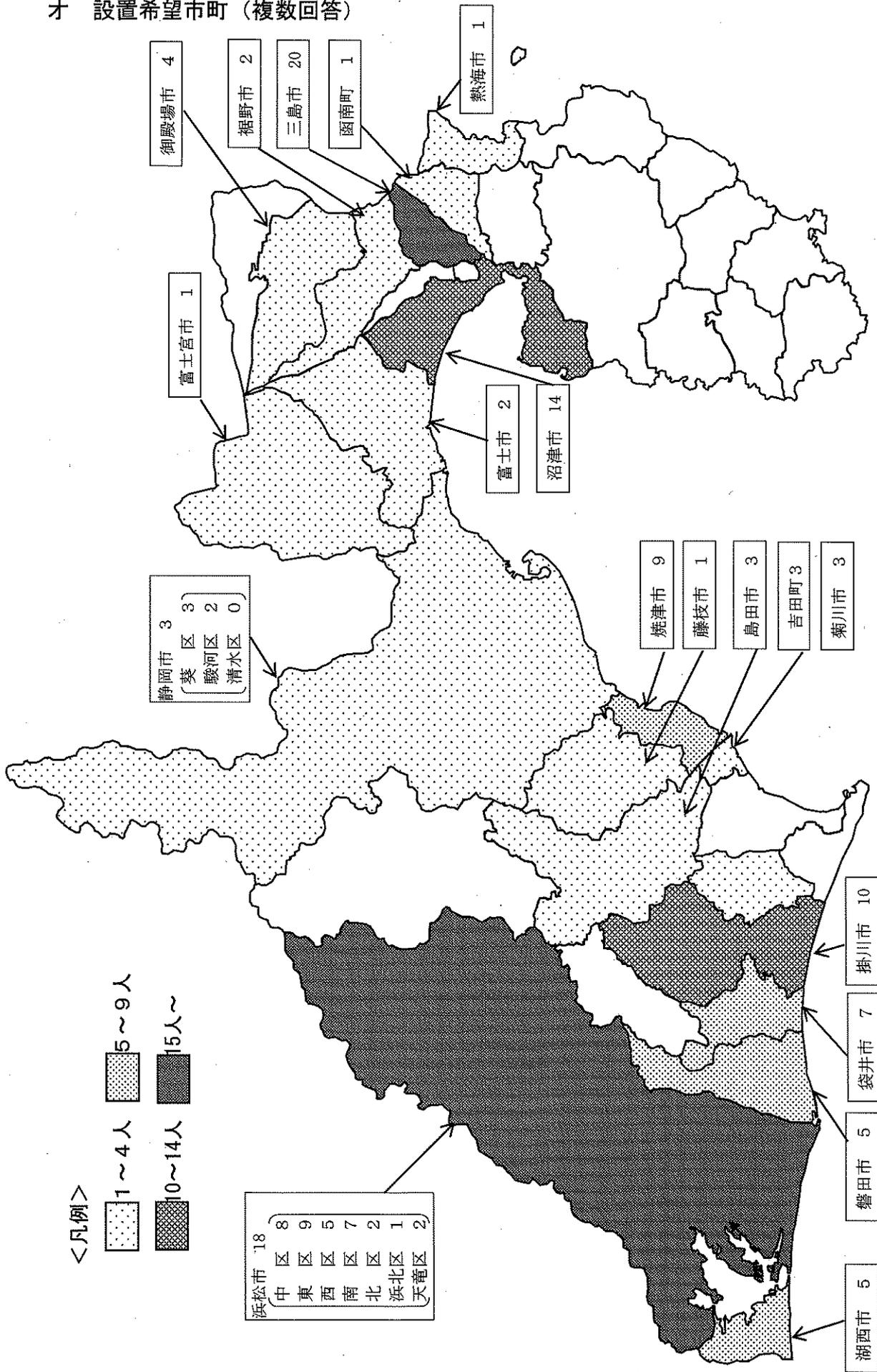
エ 入学希望理由 (複数回答)



(「その他」の内訳)

- ・不登校で授業に出られなかったため
- ・よい市民になるため
- ・子供の学力に追いつきたいため

才 設置希望市町（複数回答）



※設置希望市町は複数回答（政令市は市ごと、区ごとでそれぞれ集計したため、市計と区ごとの合計は一致しません。）

静岡県立夜間中学設置検討有識者会議

1 目的

基本方針の策定にあたり、大学教授、関係団体等から、それぞれの立場から意見を頂き、より静岡県の実態に合った学びの場を提供できるよう検討する。

2 会議時期及び内容

区分	時期	内容
第1回	令和3年6月2日	講師による講義 夜間中学概要説明 基本方針各項目に関する自由討議
第2回	令和3年8月4日	基本方針事務局案に対する意見交換
第3回	令和3年9月6日	事務局修正案に対する意見交換

3 有識者会議構成

<委員>

(50音順、敬称略)

氏名	役職等
◎ 池上 重弘	静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター長
石井 宣明	静岡県町教育長会会長
河森 佳奈子	静岡県くらし・環境部理事（多文化共生担当）
高貝 亮	公益財団法人静岡県国際交流協会会長
○ 高畑 幸	静岡県立大学教授
平野 利直	平野ビニール工業株式会社代表取締役
福島 久美子	NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡前事務局長
松田 智	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会生活支援部部長代理
村松 啓至	静岡県都市教育長協議会会長

◎：委員長、○：副委員長

<第1回講師>

岡田 敏之

同志社大学免許資格課程センター教職課程指導相談室アドバイザー
京都市立洛友中学校（夜間中学）元校長

<オブザーバー>

静岡市教育委員会

浜松市教育委員会

4 意見概要

基本方針項目		意見
対象生徒		<p><日本語指導の在り方について></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導の在り方については、中学校としての学びの確保と、個々にニーズに寄り添う視点から、今後さらに検討が必要。
		<p><県外在住県内在勤者の受入れについて></p> <ul style="list-style-type: none"> 開校後、ニーズが明確になり、県外在住県内在勤者の希望があったときに、県外在住県内在勤者を入学対象とするか否かの再検討が必要。
設置規模	学校数・設置場所	<p><設置場所について></p> <ul style="list-style-type: none"> 東部、中部、西部にそれぞれ設置することが理想だが、ニーズの状況を考えると、令和5年の開校時には、東部と西部への設置が妥当。 <p><政令市への夜間中学の設置について></p> <ul style="list-style-type: none"> 政令市とは、開校年度に関わらず、設置の方向性について協議を継続してほしい。(設置者、設置手法等)
	開校手法	<ul style="list-style-type: none"> 入学希望者には1年通って高校に通いたい生徒もいるのではないかな。 多様な学習歴を踏まえた受入手法を検討すべき。 <p><修業年限></p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間中学の役割として、様々なニーズに応える方がいい。 必ず3年で卒業させようとする、夜間中学もドロップアウトすることにもなってしまうこともある。 ある程度の枠組みは必要。3年を基本として弾力的に考えてほしい。
給食・補食		<ul style="list-style-type: none"> 給食がない場合でも、食べる時間と場所は確保すべき。
その他	教員配置	<ul style="list-style-type: none"> カウンセラー的な資質・能力をもった教員の配置・育成が必要。 日本語教員養成課程で学んだ教員の配置も考えられる。 複数校設置するとしたら、学校間の連携や環境整備を強化する必要。
	外部人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> 開かれた学校(地域とのハブ的機能)にすることが必要。 学生(大学生、高校生、中学生等)・社会人・在住外国人ボランティア等の活用を図りたい。 企業や関係団体等との連携を図りたい。
	教育課程	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムが重要であり、きちんとしたものを作る必要がある。 始業時間の配慮が必要。(就労している生徒への配慮) 夜間中学から定時制高校等につながる体制作りが必要。 日本語や日本の文化の理解・習得のための工夫が必要。 単なる日本語学校ではなく、中学校としての内実を伴う教育を行うことが必要。 地域との交流の時間を大切にしてほしい。
	学校のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 夜間中学は義務教育の最後の砦になるので、学びが丁寧に行えるようにしてほしい。 勤務する教員にとって、重要な経験になってほしい。また、教員の資質向上につながってほしい。